

# 国民健康保険の広域化について

## 持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

### 国民健康保険(国保)の広域化

国保は、国民皆保険制度を支える重要な基盤の役割を果たしています。

国保の運営は、これまで市町村が行ってきましたが、加入者の年齢が高く、無職や非正規雇用の方が多いことから、医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い、あるいは財政運営が不安定になりやすい小規模保険者が多いなどの構造的な問題を抱えていました。

そこで、制度を将来的に持続していけるよう、平成30年度からは国の財政支援の拡充とともに、県が財政運営の責任主体として市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等、国保運営について中心的な役割を担うこととなりました。

### 主な変更点① 財政運営の仕組み

これまで、市町村は個々の市町村の保険給付費等を賄うために保険料(税)率を決定してきたところですが、この方法だと国保加入者の保険給付費に予期せぬ急増があった場合、財源が不足するリスクがありました。そこで、平成30年度から、市町村で保険給

付にかかった費用については、県が全額を市町村に交付します。

この交付金の財源の一部とするため、県は一定の方法で国保事業費納付金を算定し、市町村に納付していただきます。

また、市町村は納付金の財源とするために保険料(税)を賦課・徴収することとなりますが、県は、市町村が保険料(税)率を設定する際の参考として市町村ごとに標準保険料率を示します。

### 保険者努力支援制度

国の国保に対する財政支援の拡充のうち、「保険者努力支援制度」が平成30年度から正式にスタートしました。これは、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた積極的な努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、交付金を交付するもので、市町村分、都道府県分を合わせて、全国で約一十億円が交付されるものです。県としても、市町村とともに、この「保険者努力支援制度」を活用し、被保険者の更なる健康増進や財政基盤の強化に努めていきたいと考えています。

### 主な変更点② 資格管理

これまで市町村ごとに行っていた国保の資格の管理は、県単位で行われるようになりました。そのため、県内の他の市町村に住所異動をした場合にも資格の喪失や新たな取得は生じません。一方で、保険証の交付はこれまで通り各市町村で行われ、県内であっても異動があった場合は、異動先の市町村で新たに保険証を発行します。

また、資格管理の県単位化に伴い、保険証の様式が一部変更となります。新たな保険証への切り替え時期は、平成30年4月1日以降に到来する最初の一斉更新日になります。

### 主な変更点③ 高額療養費の多数回該当

国保には、医療費の自己負担額が高額になったとき、年齢や所得に応じて決まる自己負担限度額を超えた分が支給される制度(高額療養費制度)があります。

高額療養費制度では、一年間のうちに高額療養費の支給が4回以上あった場合(多数回該当)、自己負担限度額が低くなりますが、これまでは違う市町村に異動した場合、高額療養費の多数回該当を通算することができませんでした。しかし、平成30年4月からは、資格管理の県単位化に伴い、県内での異動において世帯としての継続性が保たれていれば、該当回数を通算できるようになりました。

### 平成30年4月からの保険証様式(例)

平成30年4月以降の最初の一斉更新日から切替

有効期限	年	月	日
都道府県名	国民健康保険被保険者証		
記号	番号	性別	
氏名	年	月	日
生年月日	年	月	日
適用開始年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
世帯主氏名	住所		
保険者番号	交付者名		
印			

新たに、所属する都道府県名が入ります

市町村による資格管理の開始日が入ります(旧来の表示:「資格取得年月日」)

交付者は、これまでどおり市町村です(旧来の表示:「保険者名」)

### 市町村の皆さまへ

今後ますます少子高齢化が進み、一人当たり医療費の増加も見込まれる中で、持続可能な国保の運営を目指すためには、被保険者、保険医療機関等、国民健康保険団体連合会、市町村、県といった国保運営に関わる各主体が、各々の役割を果たすことが重要です。

### 高額療養費の多数回該当の通算方法の変更

平成30年4月から

ある国保加入者がA県X市からY市に世帯の継続性を保ったまま転居をするケースにおける、高額療養費の多数回該当の考え方。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
A県	X市	1回目	2回目	3回目				
	Y市				4回目	5回目	6回目	7回目

**X市からY市に転居**  
ここから多数回該当  
同一都道府県内の住所異動であれば、該当回数を通算!  
(これまでは他市町村へ異動すると新たに1回目からカウントだった)

また、市町村内におかれましても、国保部門のみならず、健康づくり部門・収納部門等、関係各部門間での連携の深化がますます重要となってきます。県としても、国保の安定的な財政運営や効率的な事業実施など、市町村の皆さまとともに取り組んでまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 平成30年度からの財政運営の仕組み

